

(案)

岡地労審発第 号
令和6年12月12日

岡山労働局長

森 實 久 美 子 殿

岡山地方労働審議会

会長 妻 鹿 安 希 子

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について（答申）

本審議会は、令和6年8月30日付け岡労発基0830第1号をもって諮問のあった標記最低工賃の改正決定について、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、本日、別紙のとおり結論に達したので、地方労働審議会令第6条第7項に基づき、答申する。

また、政府等に対し、当該工賃関連の中小企業・小規模事業者が、継続的に工賃引上げができる環境整備を進めるとともに、なお一層、価格転嫁対策を徹底し、下請取引適正化の更なる監視強化、各種減税における実質賃金の上昇、税制や補助金等の企業への優遇など、工賃引上げ原資の確保につながる継続的な取組実施、生産性向上支援と経営支援の強化を強く要望する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

岡山地方労働審議会
岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会委員

公益代表委員

部会長 寺山 倫代 弁護士

部会長代理 小浦 美保 岡山大学学術研究院法務学域 教授

富永 優子 岡山県社会保険労務士会 理事

家内労働者代表委員

難波 浩一 連合岡山 事務局長

池田 英子 (有)C・Pプロウセス 家内労働者

岡本 真美子 (有)C・Pプロウセス 家内労働者

委託者代表委員

脇本 靖 岡山県中小企業団体中央会 専務理事

長谷川 功 矢崎部品株式会社新見工場 管理部部長

松王 昇 (有)C・Pプロウセス 代表取締役

次の岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃を改正すること。

1. 適用する家内労働者

岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る端子ハメ及びチューブ通しの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額 (注)
端子ハメ	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタ（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 43 銭
		20センチメートルを超え 50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 49 銭
		50センチメートルを超え 2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 61 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 70 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 32 銭
		15センチメートルを超え 30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 47 銭
		30センチメートルを超え 50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 64 銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき 76 銭

(注)「端子ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう

4. 効力発生の日

令和7年3月3日